

○福島県農産物検査に係る登録申請等手数料条例

平成二十七年十二月二十八日

福島県条例第三百三十二号

福島県農産物検査に係る登録申請等手数料条例をここに公布する。

福島県農産物検査に係る登録申請等手数料条例

(手数料の徴収)

第一条 農産物検査法（昭和二十六年四月十日法律第四百四十四号。以下「法」という。）第十七条第二項に基づく登録検査機関の登録、法第十九条第一項に基づく登録検査機関の変更登録、法第十八条第一項に基づく登録検査機関の登録更新に係る申請者から、この条例の定めるところにより手数料を徴収する。

(手数料の額)

第二条 手数料の額は、一件につき次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 農産物検査に係る登録検査機関の登録

法第十七条第二項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）に係るもの 一件につき十五万円

二 農産物検査に係る登録検査機関の変更登録

ア 法第十九条第一項（変更登録）の変更登録（同法第十七条第四項第四号（登録事項）の登録の区分の増加に係るものに限る。）に係るもの 一件につき十五万円

イ 法第十九条第一項の変更登録（同法第十七条第四項第三号の農産物の種類または同項第五号の区域の増加に係るものに限る。）に係るもの 一件につき三万円

三 農産物検査に係る登録検査機関の登録更新

法第十八条第二項の政令で定め、同条第三項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる検査に係るもの 一件につき一万百円

(手数料の納付方法)

第三条 手数料は、福島県収入証紙で納付しなければならない。

(手数料の不返還)

第四条 既に納付された手数料は、返還しない。

(過料)

第五条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。